【新型コロナウイルスにかかわるお知らせ】

京都府域に適用されていたまん延防止等重点措置が、**７月１２日から解除**されました。

一方で、**往来の自粛、飲食店等への営業時間短縮の要請**等が特措法第２４条第９項に基づく要請として行われるのをはじめ、感染再拡大の抑制に向けて、京都市域においても

**①身体的距離の確保、②手洗い、③３つの密の回避、④正しいマスクの着用、⑤会話時のマスク**等 をはじめとする**基本的な感染防止対策の実施**が継続して求められています。

ライトハウス朱雀におきましては、このような状況を踏まえ、基本的な感染防止対策の徹底を図ったうえで、下記のとおり、**外出自粛を一部緩和させていただくとともに、アクリル板越し面会を再開**いたしました。

① 面会について

アクリル板越し面会は月1回の事前予約制となります。

14時、14時半、15時 から、それぞれ15分程度とさせていただきます。

Ｗｅｂ面会についても、同様の時間帯で、申し込みを承ります。

② 外出について

当面、近隣徒歩圏内の散歩、コンビニ、スーパー等への買い物に限らせていただくとともに、飲食を伴う外出は、引き続き中止させていただきます。

皆さまには、引き続きご不便とご迷惑をおかけいたしますが、コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ご不明点は下記までお問い合わせください。

ライトハウス朱雀

　TEL：075-803-1739

担当：木原智徳・松尾昇一郎